

なぎさ防災福祉コミュニティ 地域おたすけガイド

平成30年3月作成

なぎさ防災福祉コミュニティ

地域おたすけガイドについて

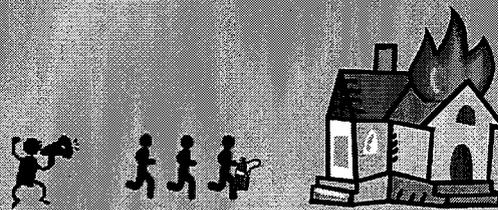
地域おたすけガイドは、地域の皆さんが災害時に活動する際に、活用するものです。災害時は、周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保し、無理をせず、自分たちのできる範囲で活動を行うことが大前提です。

皆さんの災害時の活動をより効果的にするために、なぎさ地区防災福祉コミュニティで、この地域おたすけガイドを作成しました。

なぎさ防災福祉コミュニティのエリア内に住む皆さんは、中高層の集合住宅にお住まいで、地震による住宅の倒壊のおそれはほとんどありません。しかし、地域の高齢化が著しく進んでおり、津波の危険のある場合には、棟内での迅速な避難行動がとれない方が多いこと、停電時には国道2号・43号の横断が大変危険ゆえに地域内から北部への避難ができない可能性が高く、地域内に取り残される可能性が高いなど、地域内には独自の防災上の課題もあります。

地域内では、単位自治会あるいは、マンションの管理組合の組織がしっかりしているため、災害時の具体的な防災活動は、単位自治会または各管理組合が行うこととし、防災福祉コミュニティは、その情報の集約とネットワーク、日常の地域防災意識の向上を基本的な役割とします。

しかし、この地域おたすけガイドに記載している内容は完全ではありません。今後、防災福祉コミュニティでは、訓練等を通して繰り返し検証し、地域に適したガイドになるように、どんどん見直していきます。



1 運営本部の設置基準

- ・ 震度 5 弱以上若しくは兵庫県瀬戸内海沿岸に大津波警報又は津波警報が発表された場合、又は地震による被害が拡大する恐れがある場合。
- ・ 特別警報が出された場合。
- ・ 地域内に避難準備・高齢者等避難開始情報が発令された場合。

2 活動方針

阪神・淡路の教訓で、近隣の方々に助けあうことはとても重要です。しかしながら、周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保し、無理をせず、自分達の出来る範囲で防災活動を行いましょう!!

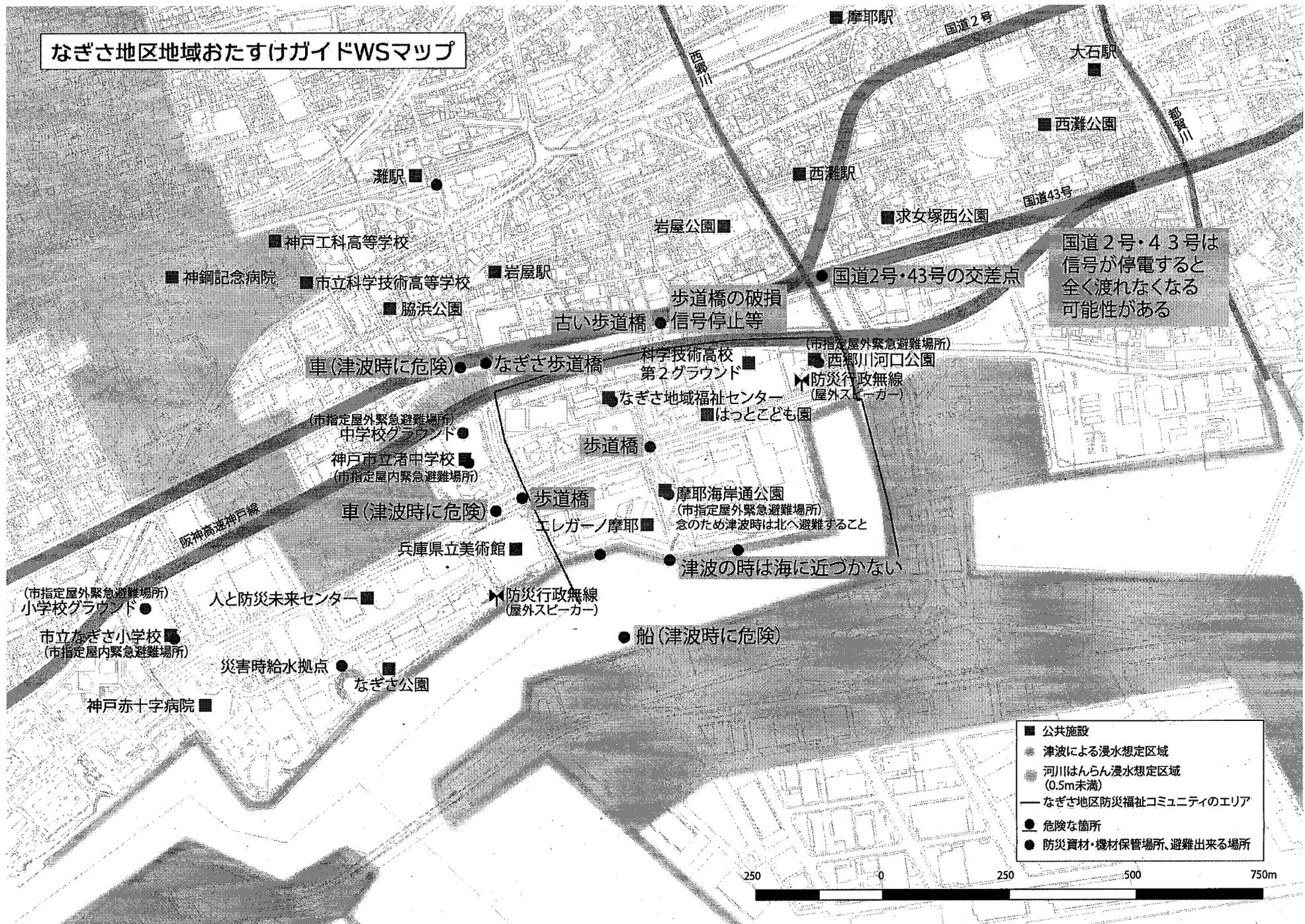
3 役員参集場所等一覧

防コミ運営本部	なぎさ地域福祉センター 078-871-6122 (各自治会・管理組合からセンターに情報を集めます)					
防災資機材庫	なぎさ地域福祉センター(センター斜向いの建物に併設)					
緊急避難場所 (屋内)	名称	※災害ごとの注意事項			備考	避難所
		土砂	洪水	津波		
	渚中学校	○	○	○		○
	なぎさ小学校	○	○	○		○
緊急避難場所 (屋外)	名称	※災害ごとの注意事項			備考	
		地震	津波	大火		
	摩耶海岸通公園	○	△	○	念のため津波の時はもっと北に避難することを考えること	
	西郷川河口公園	○	△	○		
なぎさ公園	○	△	○			
津波緊急待避所	各住棟の廊下・踊り場など (南海・東南海地震の場合、地震発生から津波到達まで約 80 分以上ありあります。できるだけ平面移動で北へ避難するのが安全ですが、もしも間に合わない場合は躊躇せずご自分のお住いの住棟のできるだけ高層階へ避難してください)					
災害時要援護者 台帳保管場所	各自治会・管理組合で管理					
防災行政無線 保有者	地域福祉センター	防コミ委員長		ふれまち委員長		
地域内の危険箇所	地図に示した通り					
その他必要な事項						

※「災害ごとの注意事項の見方」

- ・ 避難所の欄に○のある施設は避難所として利用が可能です。
- ・ △：敷地の一部などが、警戒区域などの中に入るため、「備考」欄の注意事項を確認の上、緊急時のみ利用できる施設。
- ・ ×：警戒区域などの中に入るため、原則、利用できない施設。

なぎさ地区地域おたすけガイドWSマップ



国道2号・43号は
信号が停電すると
全く渡れなくなる
可能性がある

歩道橋の破損
古い歩道橋 ● 信号停止等

車(津波時に危険)

なぎさ歩道橋

(市指定屋外緊急避難場所)
中学校グラウンド

神戸市立者中学校
(市指定屋内緊急避難場所)

車(津波時に危険)

歩道橋

摩耶海岸通公園
(市指定屋外緊急避難場所)
念のため津波時は北へ避難すること

兵庫県立美術館

津波の時は海に近づかない

(市指定屋外緊急避難場所)
小学校グラウンド

人と防災未来センター

防災行政無線
(屋外スピーカー)

船(津波時に危険)

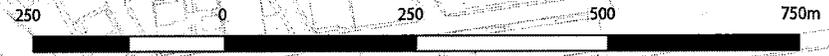
市立なぎさ小学校
(市指定屋内緊急避難場所)

災害時給水拠点

なぎさ公園

神戸赤十字病院

- 公共施設
- 津波による浸水想定区域
- 河川はんらん浸水想定区域 (0.5m未満)
- なぎさ地区防災福祉コミュニティのエリア
- 危険な箇所
- 防災資材・機材保管場所、避難出来る場所



は、その行動が完了したら✓をつける

①地震

【災害発生直後】

個人の行動

1 地震発生直後の安全の確保

- 火を使用している場合は、可能な限り火を止める。
- 地震の揺れを感じたら、まず、丈夫なテーブルの下に隠れるなど、身の安全を確保する。
- 身近にいる支援の必要な人の手助けをする。
- 玄関戸を開ける等、避難路を確保する。足の安全のために靴をはく。
- 家族の安全を確認する。
- 火災が発生すれば消火器等で初期消火を行う。
- ラジオなどで情報の確認。

防災福祉コミュニティとしての活動

1 防コミ運営本部の立ち上げ

- 防コミ運営本部に役員が揃わないことが予想されるが、集まったメンバーで本部を立ち上げる。
- 本部に駆けつけた役員の中から統括防災リーダーを決定する。
- 統括防災リーダーは集まってきたメンバーで、情報作戦班、資源管理班等の班編成を行う。
- 本部に地域の地図、防災マップを配置する。また、メンバーで情報を共有するためホワイトボードや模造紙を準備する。
- 情報作戦班は地区内の被害情報を収集し、被害状況に応じて、各自治会・管理組合の協力体制をサポートする。(情報収集・伝達、安否確認、被災者の救出・救護等)を出す。

2 情報収集・伝達

- ラジオ、テレビ、防災行政無線等で地震情報等の収集を行う。
- 防災行政無線等により収集した地震情報等は、伝令等により、自治会長・管理組合等に伝達する。
- 伝令等により、自治会長・管理組合等に連絡し、各地区内の被害状況や住民の安否等の状況調査を行う。

* 地震時は有線電話、携帯電話は使用できないと考えた方がよい。

3 区や消防署への連絡

- 各自治会・管理組合から集まった被害情報、活動情報等を区役所や消防署に連絡する。
- 避難所運営で必要な事項を区役所等へ伝える。

4 緊急避難場所・避難所の開設

- 学校関係者や区職員と協力して緊急避難場所・避難所を開設する。
- 避難者名簿を作成する。

各自治会・管理組合の活動

1 各自治会・管理組合ごとの災害対応

- 伝令役を数名決め、地域内の災害の状況や、支援の必要性などの情報を、できるだけ防コミ運営本部と共有する。
- 各自治会長・管理組合では、消火や救助など、対応すべき災害に応じた班を編成する。
- 防災活動が可能な場合は、各自治会・管理組合ごとに、最寄りの「防災資機材庫」や「耐震性貯水槽」に集まり、数名で班を編成し防災活動を行う。
- 避難所等に避難する必要がある災害時要援護者の避難支援を行う。

2 安否確認

- 災害時要援護者リストにより、民生・児童委員等と協力して、災害時要援護者の安否確認を行う。
- また、各戸が玄関先に掲示する**安否確認シート**を利用して、地区内住民の安否確認を行う。
 - * ドア等に安否確認済みの目印をつける、安否不明者宅に連絡票を張るなどによる区別も効果的。〈具体的な方法は今後防コミで検討する〉

3 消火活動

- 出火場所を確認する。
- 消火活動人員の割り振りをする。
- ブロック単位で耐震性貯水槽の小型動力ポンプやあらゆる消火器具等を活用し初期消火を行う。
 - * 火災の規模によっては消火器やバケツリレーでの消火も重要です。

4 救出・救護活動

- 二次災害に注意しながら、自治会・管理組合単位で防災資機材を使用し、負傷者を救出する。
 - * 救出にはジャッキやバール、のこぎりなどが有効です。
- 救出活動人員の割り振りをする。
- 被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し、医療機関に搬送する。

②津波

【災害発生直後】

個人の行動

1 津波のおそれのある場合の個人の行動

- 津波のおそれがある場合には（南海・東南海地震の場合には、地震発生から津波到達まで約80分以上）できるだけ、阪神高速・国道43号よりも北に歩いて避難することがより安全です。
- しかし、エレベーターが停止しているなどにより、津波到達までに安全に避難することができないと判断した場合には、各棟のできるだけ上階に避難してください。

防災福祉コミュニティとしての活動

1 防コミ運営本部の立ち上げ

- 市からの情報が無くても、強い揺れや長い揺れを感じた時は、津波が発生すると判断し、地域福祉センターに運営本部を設置する。
- 防コミ運営本部に役員が揃わないことが予想されるが、集まったメンバーで本部を立ち上げる。
- 本部に駆けつけた役員の中から統括防災リーダーを決定する。
- 統括防災リーダーは集まってきたメンバーで、情報作戦班、資源管理班等の班編成を行う。
- 本部に地域の地図、地域津波防災計画（津波避難マップ）、災害時要援護者台帳などを配置する。また、メンバーで情報を共有するためホワイトボードや模造紙を準備する。

2 情報収集・伝達

- 防災行政無線、ラジオ・テレビ等から津波警報、津波注意報等を収集し、有線電話、携帯電話等を使用して本部に情報を集める。
- 災害時要援護者に直ちに避難を呼びかける。

各自治会・管理組合の活動

1 避難支援

- 各住民は、直ちに避難が困難な災害時要援護者の避難支援を行うとともに、避難の際には「津波が来るから逃げろ！」等の呼びかけを周囲に行いながら、率先して避難する。
- 浸水想定区域外への避難が困難なときは、地域内の津波緊急待避所に避難する。

③ 共通事項

【数時間後～3日（72時間）ぐらいまで】

1 役割分担の見直し

- 防災福祉コミュニティの役員の集結状況や災害の状況に応じて役割を見直す。

2 避難所の運営

- 学校関係者、区役所職員や災害ボランティアと協力して避難所の運営にあたる。

- 女性や子育て家庭への配慮

- 災害時要援護者への配慮（要援護者ご本人やご家族の意向を踏まえ、避難所内に一般の方と分けした要援護者のための福祉避難室を設けるなどの対応：保健室の利用など）

※ 特に、知的や精神、発達障がい者のうち、集団生活に対応することが困難な方、透析患者やオストメイト（人工肛門など）などの内部障がい者について、特別な配慮が必要であることを、他の避難者に理解していただくことが大切。

- 福祉避難所を必要とする方について、避難所を巡回する市の保健師へつなぐ。

- 同行避難してきたペットへの配慮。

3 生活情報の収集

- 生活情報の収集及び住民への周知。

4 防火・防犯パトロール

- パトロール班を結成し、交代で地域内のパトロールを行う。



【参考】

避難情報の種類（主に風水害の場合）	
避難準備・高齢者等 避難開始	<input type="checkbox"/> 避難に時間を要する人（ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児等）とその支援者は避難を開始しましょう。 <input type="checkbox"/> その他の人は、避難の準備を整えましょう。
避難勧告	<input type="checkbox"/> 速やかに避難場所へ避難をしましょう。 <input type="checkbox"/> 外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や、自宅内のより安全な場所に避難をしましょう。
避難指示（緊急）	<input type="checkbox"/> まだ避難していない人は、緊急に避難場所へ避難をしましょう。 <input type="checkbox"/> 外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や、自宅内のより安全な場所に避難をしましょう。

災害時要援護者とは
災害が発生した場合に、安全な場所への避難や、避難所での生活において困難が生じ、まわりの人の助けを必要とする方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいのある方 ・ 介護が必要な方 ・ 高齢者（ひとり暮らしの方、高齢者世帯など） ・ 難病患者、乳幼児、妊産婦の他、負傷者など自力で避難することが難しい方

<福祉避難所への避難の流れ>（神戸市HPより）
1. 避難が必要な方は、まずは、お近くの小学校などの避難所へ避難いただきます。 2. ケースワーカー、ヘルパー、保健師等が避難所を巡回し、本人やご家族の意向や状況を確認したうえで、市が対象者を決定します。 3. 福祉避難所での受入を決定した方は、家族等の支援により移動いただきます。移動手段が無い方は、災害時、区において開設する移送を要する要援護者の受付窓口へご相談ください。 ※ 地域福祉センター等の福祉避難所の開設及び運営は、区職員が行います。

安否確認

各自治会・管理組合等

- 各住民が近隣世帯の確認を行う
- 各住民の持ち寄った情報は一度自治会・管理組合で集約する
- 防コミ本部に状況を知らせる

防コミ本部

- 各自治会・管理組合等からの情報の収集につとめる
- 支援が必要な自治会等への支援を他地区の自治会等に知らせる

手順

- 1 外観の確認
建物に甚大な被害がないかを確認する。
- 2 安否確認シートのチェック
「無事」ならば次の住戸へ。
- 3 声かけ・呼びかけ確認
門の外側で大きな声で呼びかけ、安否を確認する。
- 4 ドアをノックする
応答がないときは、呼びかけと一緒にドアをノックしてみて確認をする。
- 5 廊下側の窓等からの確認
状況が把握できないとき、廊下に面した窓があればそちらからも様子を伺い、声掛けを試みる。
- 6 「表示なし」の場合は安否確認シートの掲示をお願いする
応答がなければシールを貼って次の住戸へ
確認シール貼付（表示方法等は今後、各自治会・管理組合等で検討）
例）確認した状況に応じて、玄関ドアにシールを張り付けする。
シールの色分け
 - 救助支援の必要あり
 - 安否確認できず
 - 確認済み・支援の必要なし
- 7 要救護の家の状況を把握する
「要救護」の場合は状況を把握する。救護の必要性を自治会・管理組合等に知らせ、応援を要請する。状況によっては、自治会等を経由して、本部に応援を要請する。

情報収集・伝達

手順

- 1 広域情報の収集
災害や被害、気象等の情報を収集する。
通信手段が確保されている場合は、ラジオ、テレビ、防災行政無線のほか、電話等も活用する。
- 2 行政情報の収集
各種機関へ直接連絡を取り、必要な情報を収集する。また、定期的に区役所等に出向くなどして、公開されている情報を収集する。
- 3 地域情報の収集
各自治会・管理組合と連絡を取り合い各地区の状況を把握する。
- 4 情報の整理
収集した情報はホワイトボード等に時系列で記載する。
- 5 情報の伝達
 - 地域への情報伝達
各自治会・管理組合と連絡を取り合って情報を共有する。
 - 地域への情報伝達
広報掲示板・主な場所での掲示、その他（ハンドマイク、回覧板）の情報伝達手段を活用する。
地域活動団体の代表に連絡をする。

救出・救護活動

資機材の調達

- 資機材庫 【 なぎさ地域福祉センター 】

手順

- 1 被害の実態把握
 - 倒壊建物等避難が必要な建物があれば、取り残されている人がいないか、いればどのような状態か（けがの程度も含めて）確認する。
 - 建物の倒壊状況および内部に進入できるかを確認する。
 - 二次災害が発生する危険要因がないか確認する。
- 2 二次災害の防止
 - 木片、トタン、ガラス等の軽量物を除去する。
 - 大きな物の周辺物を除去するときは、これらの大きな物がずれたり倒壊しないようにロープ等で支持、固定する。
 - 火災の発生に備え、消火器や水バケツを用意する。ガスの元栓や電気のブレーカーは早期に閉止や遮断を行う。
- 3 要救助者の救出
 - 要救助者の近くまで掘り進んだ後は資機材を使わずに手作業にする。
 - 要救助者を無理に引き出そうとしない。
- 4 応急手当
 - 出血しているときは清潔なガーゼ等で傷口を圧迫止血する。

消火活動

各自治会・管理組合単位で初期消火を行う

- 出火場所を確認し、消火活動人員を割り振る。
- 手助けが必要な場合は本部に連絡をとり、他地区からの救援を要請する。

防コミ本部では連絡調整を行う

- 地区からの救援の要請があった場合の窓口。各地区に協力要請をする。
- 救援要請があった場合には、程度に応じて区役所・消防署等へも協力要請。

手順

1 消火用水の選定

- バケツリレー、消火器等の有効活用を考える。
- 火元に近い消火用水を選定し、強風時には風上側の消火用水を使うなど風向きに注意する。
- 河川使用時はバケツ等に紐を結び、くみ上げの活動が行いやすい方法で水の流れに向けて投入し、くみ上げ後、小分けしバケツリレーを行う。
- 近隣に設置してある、消火器を活用し消火活動を行う。